

入園・転園申込に関する確認書

令和3年度

※すべての事項をお読みになり、確認欄（□）にチェックの上、署名をお願いします。

番号	確 認 事 項	確認欄
入園・転園の申し込みについて		
1	申し込み前に「保育園・こども園等の入園案内」および「保育園・こども園等の紹介」を読み、内容を理解しました。	□
2	保育園・区立こども園・認定こども園・地域型保育事業の入園は、保育を必要とする状況にあることが要件で、該当しない場合は申込受付できません。入園後も要件に該当しなくなった場合は退園となります。	□
3	地域型保育事業は0歳児（生後57日後）から2歳児クラス（満3歳児になった年度の末日）までです。対象外の児童の申込みは無効です。また、地域型保育事業のうち、小規模保育事業は生後10か月からとなります。	□
4	認可保育園等に入園する場合、幼稚園や他の認可保育園との二重在籍はできません。3～5歳児クラスの場合、教育・保育の無償化が入園した認可保育園等に適用されるため、認証保育所減額補助や認可外保育施設の給付の対象にはなりません。	□
5	申込書の有効期間は、当該年度の1月入園分までです（2・3月入園は行っていません）。年度内に入園に至らず、翌年度4月以降も引き続き入園を希望する場合は、再度の申し込みが必要となります。	□
6	提出書類の内容等について、電話や訪問などにより住所や就労先等へ確認することがあります。	□
7	入所調整会議は、締切日までに提出された書類で審査します。書類が不足している場合は、次回以降の審査対象となります。	□
8	申し込み後、保護者の仕事等の状況が変更になった場合は、速やかに就労証明書等を提出してください。	□
9	入園または転園の意思がなくなった場合は、速やかに「入園辞退・入園（転園）申請取下書」を提出してください。提出のない場合は、入園・転園の意思があるものとして、引き続き審査対象となります。	□
入所選考について		
10	4月入園の選考について、幼稚園・区立こども園・幼保一体施設の短時間保育を申し込んでいる場合は、入園選考時の入園順位が下がります。	□
11	選考指数は現在の就労日数・就労時間などにより決定します。育児休業を短縮して入園する場合は、入所月中に復職し、復職後速やかに復職証明書または就労証明書をご提出ください。復職後の就労日数・就労時間などが変わる場合は、就労証明書をご提出ください。	□
12	育児休業を延長した場合、就労証明書の再提出が必要となります。提出がない場合、育児休業が終了したものとみなし、指数の加算がなくなります。	□
13	「就労内定」を要件として申し込んだ場合は、就労開始後に就労証明書の再提出が必要です。提出がない場合、引き続き「就労内定」扱いとなります。	□
14	入所調整会議での選考順位は、新規申し込みや指数変更等で随時変動するため、お答えしていません。	□
15	保育料滞納がある世帯は、選考順位で不利になる場合があります。また、保育料を滞納すると児童福祉法第56条第7項、第8項に基づき強制執行を行う場合があります。	□
16	入園内定の可否は、入園希望月の結果発表予定日前後に電話または文書で連絡します。入園希望月に入園できなかった場合は、翌月以降の連絡は入園内定した場合のみ連絡します。	□
17	内定を辞退した場合は、①辞退した翌月から3か月間入園順位が下がります。②年度内は辞退園を案内しません。③待機期間はリセットされ、入園内定月の4か月後からの起算となります。	□
18	入園が内定した場合、入園月を先延ばしすることはできません。入園のできない・希望しない月は申し込みの取下げをしてください。入園内定月に入園されない場合は、辞退扱いとします。	□
19	転園が内定した場合は、必ず転園していただくこととなります。転園内定を辞退した場合は、現在通園している園についても退園となりますので、ご注意ください。	□
20	入園希望していた園をすべて辞退した場合は、申し込みを取り下げとします。	□
21	申込内容に虚偽があった場合は、入園内定及び決定を取り消します。	□
22	入園月の前月末日までに面接・健康診断を受けられない場合は、内定を取り消します。また、健康診断の結果によっては内定を取り消す場合があります。	□

裏面へ⇒

番号	確 認 事 項	確認欄
23	千代田区へ転入予定で申し込む場合、入園希望月の前月末までに千代田区への転入手続が必要です。転入の確認が取れない場合は、入園申し込みや内定を取り消します。	<input type="checkbox"/>
24	認可保育園等に入園が内定した場合は、入園申込書及び添付資料の写しを内定園に提供します。	<input type="checkbox"/>
25	適正な保育を実施するため、入園・転園が内定した場合は、従前に利用していた保育園等の施設（無認可園や児童館の一時預かりなどの保育サービスも含む）から入園・転園先の園へ児童の情報を提供することがあります。	<input type="checkbox"/>
26	認証保育所等に通っていて認可保育園等に内定した場合、保育料の納期が異なるため、認証保育所等と認可保育園とで同じ月に保育料が発生することがあります。	<input type="checkbox"/>
27	地域型保育事業を修了する児童が、認可保育園の3歳児クラスの入園を申し込む場合、選考基準の1位（区立こども園の場合は管内在住者であれば1位、幼保一体施設の場合は区域内在住者であれば2位）として選考を行います。3歳児クラスの定員の空き数によっては、入園出来ない場合があります。	<input type="checkbox"/>
入園後について		
28	入園後の保育時間は、原則として就労証明書等に記載された就労日及び就労時間、通勤時間となります。保護者が休暇の場合は利用できません。なお、育児休業取得中の保育時間は、園長にご相談ください。	<input type="checkbox"/>
29	入園後、延長保育・土曜保育が必要となる場合は、就労時間を証明できる書類を提出してください。	<input type="checkbox"/>
30	保育料の決定及び保育の実施に必要な、他部署に提出された証明書（戸籍の全部事項証明、課税証明書、障害者手帳等）または、区が保有する情報の利用に同意します。※他部署に提出された証明書または、区が保有する情報で証明が十分でない場合は、改めて提出をお願いすることがあります。	<input type="checkbox"/>
31	千代田区以外で課税されている場合、行政手続きにおける特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律第19条第7号及び同法第22条第1項の規定に基づき、適正な保育料を算定するため、マイナンバーにより住民税課税情報を取得します。	<input type="checkbox"/>
32	月の途中で退園した場合も1か月分の保育料がかかります。また、入園から退園までの間は、登園がない月でも保育料が発生します。	<input type="checkbox"/>
33	入園までに保育料決定のために必要な書類の提出がない場合、保育料を最高額で決定させていただきます。	<input type="checkbox"/>
34	アレルギーのある子どもの保護者は、園での生活が安全にできるよう、月1回の打ち合わせに参加してください。	<input type="checkbox"/>
35	入園した児童の在園中の健やかな成長のために必要な健康相談記録・就学相談記録などの作成に際し、必要があるときは区の子育て支援事業実施機関（子ども支援課、保健所、児童・家庭支援センター、小学校等）が保有する個人情報の相互提供に同意します。	<input type="checkbox"/>
36	習い事等のための早退・遅参は、子どもの園生活に支障のないようお願いいたします。	<input type="checkbox"/>
37	通園区域外の区立こども園や幼保一体施設に入園した場合でも、小学校入学の際には原則として指定される通学区域の小学校に入学することになります。	<input type="checkbox"/>
38	求職を理由とした在園期間は、3か月間です。出産を理由とした在園期間は、出産予定月の前2か月から出産後2か月までです。これらの期間中に、他の在園要件を証明する書類の提出がない場合は退園となります。	<input type="checkbox"/>
39	千代田区外に転出した場合は、①認可保育園および私立認定こども園は区内に保護者の就労先がある場合を除き、3か月以内に退園となります。②区立こども園は3か月以内に退園となります。③幼保一体施設・地域型保育事業は直ちに退園となります。	<input type="checkbox"/>
40	入園後2か月を超えて欠席した場合は、退園となります。	<input type="checkbox"/>
41	小規模保育事業の保育時間は最大9：00～18：00までです。小規模保育事業と事業所内保育事業は、月～金曜日までの開園で土曜日保育は行いません。	<input type="checkbox"/>

本確認書の事項について確認・同意しました。

年 月 日

保護者署名